

大和市教育委員会 1月定例会

日 時 平成25年1月23日

午前10時00分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事

日程第1（議案第1号）大和市奨学生選考審査会規則の一部を改正する規則について

日程第2（議案第2号）大和市学校給食共同調理場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第3（議案第3号）「大和市教育目標（平成元年制定）の廃止に関する請願」について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 1 号

大和市奨学生選考審査会規則の一部を改正する規則について

大和市奨学生選考審査会規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 25 年 1 月 23 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

大和市教育委員会規則第 号

大和市奨学生選考審査会規則の一部を改正する規則

大和市奨学生選考審査会規則(昭和49年大和市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「市立小学校長会」を「市立小学校の校長又は教頭」に改め、同条第3号中「市立中学校長会」を「市立中学校の校長又は教頭」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

大和市奨学生選考審査会規則新旧対照表

改正案	現行
<p>○大和市奨学生選考審査会規則</p> <p>昭和 49 年 3 月 28 日 教委規則第 3 号</p> <p>第 1 条 略 (委員)</p> <p>第 2 条 審査会の委員は、次の各号に掲げる者について、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 民生委員の代表者 (2) 市立小学校の校長又は教頭の代表者 (3) 市立中学校の校長又は教頭の代表者</p> <p>第 3 条～第 6 条 略</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>○大和市奨学生選考審査会規則</p> <p>昭和 49 年 3 月 28 日 教委規則第 3 号</p> <p>第 1 条 略 (委員)</p> <p>第 2 条 審査会の委員は、次の各号に掲げる者について、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 民生委員の代表者 (2) 市立小学校長会の代表者 (3) 市立中学校長会の代表者</p> <p>第 3 条～第 6 条 略</p>

議案第 2 号

大和市学校給食共同調理場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市学校給食共同調理場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 25 年 1 月 23 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

大和市教育委員会規則第 号

大和市学校給食共同調理場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市学校給食共同調理場の設置等に関する条例施行規則（昭和48年大和市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「校長」の次に「又は教頭」を、「代表」の次に「者」を加え、同条第2号及び第3号中「代表」の次に「者」を加える。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

大和市学校給食共同調理場の設置等に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>○大和市学校給食共同調理場の設置等に関する条例施行規則 昭和48年3月31日 教委規則第5号</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(委員) 第5条 協議会の委員は、次に掲げる者について教育委員会が委嘱する。 (1) 第2条に規定する学校の校長又は教頭の代表者 4人 (2) 第2条に規定する小学校に係わるPTAの代表者 2人 (3) 第2条に規定する中学校に係わるPTAの代表者 2人 (4) 学識経験を有する者 若干名</p> <p>第6条～第10条 略</p> <p>附 則 この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p>○大和市学校給食共同調理場の設置等に関する条例施行規則 昭和48年3月31日 教委規則第5号</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(委員) 第5条 協議会の委員は、次に掲げる者について教育委員会が委嘱する。 (1) 第2条に規定する学校の校長の代表者 4人 (2) 第2条に規定する小学校に係わるPTAの代表者 2人 (3) 第2条に規定する中学校に係わるPTAの代表者 2人 (4) 学識経験を有する者 若干名</p> <p>第6条～第10条 略</p>

議案第 3 号

「大和市教育目標（平成元年制定）の廃止に関する請願」について

「大和市教育目標（平成元年制定）の廃止に関する請願」について、審議願いたく提案する。

平成 25 年 1 月 23 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正



大和市教育委員会

教育委員長 森山 寛 殿

大和市教育目標（平成元年制定）の廃止に関する請願

1 請願事項

「平成元年に制定されたとされる大和市教育目標」及び「平成4年に制定されたとされる社会教育の基本目標」を廃止して下さい

2 請願の理由

- (1) 今年度から適用されている大和市学校教育基本計画は教育基本法や学習指導要領の改訂を踏まえて作成したと述べています。
- (2) しかし教育基本法や学校教育法に新しく「教育目標」が定められましたが、大和市教育目標は平成元年に、社会教育の基本目標は平成4年に制定されたものを改定することなく適用しており法秩序の観点から不相当と考えます。
- (3) この法秩序の問題は以前から指摘してきたつもりです。
- (4) 今年度に市議会へ報告される予定の「教育委員会の自己点検・評価報告書」によれば、この平成元年制定の大和市教育目標に沿って教育行政の執行状況を評価するとされていますが、実態は法律で定めた教育目標も大和市教育目標も棚上げされて、独自の基本目標を基準に評価しています。
- (5) 従って、平成元年に制定された大和市教育目標などは実態として有名無実となっており、廃止する処置が相当と考えます。

この請願の審議の際、神奈川県教育委員会の例に倣って、請願者の補足説明と教育委員による請願者への質問に答える機会を与えられることを希望します。

以上

平成24年12月吉日

